

令和3年第4回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年4月26日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター			
開会時刻	午前 9時 55分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時 27分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席
4	内野 正子	出席	村野 利文	出席
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席
6	須藤 良春	出席		
7	川鍋 昭人	出席		
8	小川 佐智恵	出席		
9	長谷川 正博	欠席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			氏名	出欠席
			玉木 亨	出席
			高橋 浩	出席
			戸田 勝利	出席
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について			
日程第3	議案第11号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	報告第4号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事(担当)		内 容		
	議長	<p>(これより総会の開会)</p> <p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第4回農業委員会総会を開会しま</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号3番 比留間正道 委員</p> <p>議席番号4番 内野正子 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		

日程第2

議長

議案第10号の1番

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

申請地は、東武東上線若葉駅の南東約600mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。

譲受人は、熊谷市内の賃貸住宅に妻と生後1歳6か月の娘の3人で暮らしており、銀行員として本庄市内の支店に勤務しています。

こどもの成長に伴い、部屋が手狭になってきたことから持ち家の検討をはじめました。

譲受人は、県内支店への人事異動が2～3年ごとにあり、また、職場の規定により通勤は電車に限られるため、県の中央部で駅に近いところを候補地として考えていました。

申請地は、若葉駅まで徒歩圏内にあること、川越市笠幡にある妻の実家まで車で10分程の距離にあること、三ツ木新町にある復職を予定しているの妻の職場にも近いことなどから選定しました。

また、申請地は、妻の兄が住む藤金にも近いことから、家族ぐるみで助け合いながらこれからの生活を送ることができると考えているとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

譲受人は、熊谷市内の賃貸住宅に妻とこども1人の3人で暮らしており、家財道具も増え手狭になったことから、戸建て住宅の建設を計画し申請に至ったそうです。

申請地は、譲受人及び復職予定の妻の勤務先、妻の実家との距離などを考慮した結果選定したとのことです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に、確認した内容を報告します。

申請どおりの内容で売却するとのことです。

今回の農業委員会総会に上程した以外の所有農地については耕作し、農地転用の見込みは無いそうです。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に2番について事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
申請地は、先ほど採決がされた議案10号の1番の隣接地であり、東武東上線若葉駅の南東約600mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。

譲受人は、上広谷地内の賃貸住宅に妻と2人で暮らしており、脚折地内にある住宅展示場のハウスメーカー社員として勤務しています。

令和元年8月の結婚後、家財道具も増え現在の住まいでは手狭になってきたため、自己用住宅の建設を計画しました。

申請地は、五味ヶ谷にある譲受人の実家と東坂戸にある妻の実家に近いこと、また、将来考えられる勤務地である川越市、新座市、所沢市や妻の勤務先である坂戸市薬師町にも近いことから選定しました。

申請地は、将来それぞれの両親の面倒を見るにも便利な場所であり、お互いの家庭が助け合いながら生活できると考えているとのこと。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
譲受人は、上広谷地内の賃貸住宅に妻と2人で暮らしており、家財道具も増え手狭になったことから、戸建て住宅の建設を計画し申請に至ったそうです。
申請地は、譲受人と妻の勤務先、またそれぞれの実家との距離などを考慮した結果とのこと。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容につきましては、先ほどの議案第10号の1番と同内容です

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

質問 申請地の所有者は、先ほどの議案第10号の1番の所有者と同一です。何か経過があるのですか。

事務局 特段の理由、経過はありません。

質問 本申請地の売買に際し、不動産業者が仲介などを行っていますか。

事務局	<p>把握はしていません。</p> <p>(その他、質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、東武越生線西大家駅の南東約290mに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。</p> <p>譲受人は、中新田地内の賃貸住宅に妻と小学校3年生の息子の3人で暮らしており、飯能市内にある会社に勤務しています。</p> <p>子供の成長に伴い家財道具も増え現在の住まいでは手狭になってきたため、自己用住宅の建設を計画しました。</p> <p>申請地は、小学校3年生の息子が転校せず、生活圏を変えずに暮らすことができます。</p> <p>また、申請人の将来予想される転勤先は、川口市、東村山市、あきる野市で、妻の勤務先である坂戸市泉町とのバランスも考慮し選定しました。</p> <p>申請地は、申請人の実家である藤金や妻の実家である越生町にも近く、将来それぞれの両親の面倒を見るにも便利な場所と考えているとのことでした。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>譲受人は、中新田地内の賃貸住宅に妻と小学校3年生の息子の3人で暮らしており、飯能市内にある会社に勤務しています。</p> <p>申請地は、小学校3年生の息子が転校せず、生活圏を変えずに暮らすことができること、将来それぞれの両親の面倒を見るにも便利な場所と考え申請したそうです。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲渡人に、確認した内容を報告します。</p> <p>連絡が取れ難い所有者のため、前回の総会では、事務局で対応していただきました。今回も同様に、事務局で対応していただくことになりましたので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局より、説明をお願いします。</p>

事務局 譲渡人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
譲渡人は現在横浜市にお住まいで、海外出張、転勤も多いそうです。
農業については、将来的にもできないとのことでした。残っている農地についてもすべて売却する予定とのことでした。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
次に4番について事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
申請地は、太田ヶ谷にある第二はちの巣保育園に隣接する第1種農地で、農業振興地域の農用地です。
市道より低く地盤も軟弱なため、農地改良を行うものです。搬入する土は表層の下に補填し、その後芝畑として営農するとのことでした。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
搬入する土は、八王子市で発生するマンションの建設残土とのことであり、優良な土だけを持ってくるとのことでした。また、譲受人は、市内においても農地改良の実績があり、近年は川越市を中心に事業を行っているとのことでした。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に、確認した内容を報告します。
申請地は、市道より低く軟弱地盤のため、農地改良を行うもので、面積は実測値とのことでした。
農地改良後3年間、芝の栽培を計画しており、業者が入る予定とのことでした。4年目以降の作付けは今のところ未定とのことでした。

	議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
日程第3	議長	<p>議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書等をもとに説明します。 申請地は町屋地区で農振農用地、第1種農地です。面積は、1,628㎡となります。 平成28年5月1日から設定している利用権の設定期間が終了するため、引き続き農業経営基盤促進法の規定に基づく利用権を設定するものです。 期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間となっています。</p>
	議長	<p>次に担当する農業委員から、説明をお願いします。</p>
	農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。 借受人は、申請地でサツマイモや落花生などの野菜を栽培しているとのことでした。また、販路も確保しているとのことでした。</p>
	議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
	推進委員	<p>貸付人に、確認した内容を報告します。 貸付人は、家庭の事情で耕作ができない状況にあるとのことでした。借受人は特に問題もなく耕作しているので、引き続き使ってもらいたいとのことでした。</p>
	議長	<p>出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p>

	議長	(起立全員) 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。
日程第 4	議長	報告第 4 号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況 令和 3 年第 3 回総会における審議案件 農地法第 5 条の許可案件 3 件 ・農地法第 4 条の転用届出専決処分 なし ・農地法第 5 条の転用届出専決処分 3 件 ・農地法施行規則第 29 条第 1 号に基づく届出 なし ・諸証明の発行 1 件
	議長	各委員からの質疑、意見等を求めます。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員) 起立全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第 5	議長	その他について説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長、議事録署名委員（3 名）が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和 3 年第 4 回農業委員会総会を閉会します。